

○ 山梨大学大学院科目等履修生細則

制定	平成 28 年	2 月 24 日
改正	平成 28 年	9 月 1 日
	平成 31 年	2 月 19 日
	令和 6 年	4 月 1 日
	令和 7 年	1 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山梨大学大学院学則第 44 条第 2 項の規定に基づき、山梨大学大学院（以下「大学院」という。）の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 修士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第 9 条の規定に該当する者とする。

2 医工農学総合教育部 4 年博士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第 10 条の規定に該当する者とする。

3 医工農学総合教育部 3 年博士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第 11 条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、医工農学総合教育部の長に願出するものとする。

(1) 入学願書（所定の様式）

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

(4) 最終学校の成績証明書

(5) 健康診断書

(6) 推薦書（学校、企業等に勤務している者にあつては、所属長の承認書）

(7) その他大学院が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第 5 条 科目等履修生の選考は、次の教授会が行う。

医工農学総合教育部

医工農学総合教育部教授会

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学金及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第 7 条 科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目の制限)

第8条 科目等履修生が1年以内に修得できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 医工農学総合教育部修士課程にあつては20単位以内。ただし、生命医科学専攻及び看護学専攻にあつては10単位以内
- (2) 医工農学総合教育部4年博士課程にあつては10単位以内
- (3) 医工農学総合教育部3年博士課程にあつては8単位以内

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第10条 医工農学総合教育部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、単位を修得した科目について証明書を交付する。

(除籍)

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) その他授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと判断し、医工農学総合教育部長が認めた者

(諸規則の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。